

都城島津家史料の寄贈から保存・公開に向けて

都城市教育委員会文化財課

島津家史料目録作成担当副主幹

山下真一

# 目次

はじめに

一 市史編さん事業と都城島津家史料

(1) 市史編さん事業

(2) 都城島津家史料の寄贈

二 都城島津家史料の整理事業の開始

(1) 都城島津家史料の概要

(2) 都城島津家史料調査整理事業について

三 史料の保存と公開に向けて

(1) 都城島津家史料の位置づけ

(2) 史料の保存と公開

おわりに

## はじめに

本稿は、都城島津家史料の寄贈に至る過程やその後の展開について明らかにし、その上で史料の保存や公開のあり方について考えるものである。

宮崎県都市では、平成三年度から十七年度まで、十五年の歳月をかけて市史編さん事業を行った。その過程で、広く史料の調査を行った結果、多くの都城地域に関連する史料の所在が明らかとなり、膨大な史料を収集することができた。そして、事業の最大の成果ともいえるべき、中世以来都城盆地の領主家Ⅱ都城島津家伝来の史料を寄贈されることになったのである。

ところで、史料の保存問題については、公文書館法の成立以来、多くの議論が行われてきている。また、最近は公立博物館施設等の指定管理者制度の問題に関わって、本来の史料保存施設の任務を再確認するという形で、史料保存のあり姿が問い直されるようになった。

そこで、本稿では都市を事例として、今回の市史編さん事業の過程、史料保存についての考え方、さらに都城島津家史料の寄贈に至る経緯等について述べ、その上で今後史料の保存・公開はどうあるべきかについて、展望してみたいと思う。

## 一 市史編さん事業と都城島津家史料

### (一) 市史編さん事業

都城島津家史料が都市へ寄贈されたのは、平成三年度から十五年にわたって行われた『都市史』編さん事業（以下、「市史編さん事業」と略記）が大きなきっかけになったといって間違いのないであろう。それは、今回の市史編さん事業が史料の収集・保存を方針の中心として掲げていたことによる。そこで、ここでは都市にお

いて行われた市史編さん事業について見ていくことにしたい。

まず、今回の『都市史』（以下、『市史』と略記する）に至る都市における自治体史編さん事業の歴史について、窺ってみることにしよう。これについては、すでに『都市史 通史編 近代』<sup>1)</sup>で明らかにしているが、改めて概略を述べておきたい。

最初に都市で行われた『市史』は、昭和初期に市から委嘱を受けた前田厚氏執筆による『都市史』である。『市史』の「自序」からその経緯について見ると、前田氏が市から委嘱を受け、編さんに着手したのは昭和四年（一九二九）四月であったという。三年の調査を経て、執筆に取り掛かったのは同七年一月頃のことである。そして、同十四年の暮れに戊辰戦争までを書き上げ、当時における「現代史」部分を含めた全執筆が終了したのは、同十七年七月であった。

編さん体制としては、昭和八年五月三日、翌年四月十八日などに市史編さん委員会が図書館で開催されたという記録があることから、組織的に行われたことが窺える。特に後者の記録では、編さん委員会への参加者として、執筆した前田厚氏をはじめ、委員に図書館長富松嘉吉・本多精夫・宮田信吾各氏の名が確認できる。この年は委員会がたびたび開催されており、ほかに木野本祝学・北郷秀雄両氏の名も見られるのである。ただ、『市史』の序文から判明するように執筆を担当したのは、前田厚氏一人であったようだ。なお、この『市史』は、第二次世界大戦の戦禍によって発刊されることなく、三〇〇枚以上に及ぶ原稿は図書館に保管されたままとなってしまった。しかし、平成元年（一九八九）に『稿本都市史』として、都城史談会の努力によって刊行され、約半世紀ぶりに陽の目を見ることになったのである。

次に『市史』が編さん・刊行されたのは、市制施行三十周年を記念した昭和二十八年、その次が市制施行四十周年を記念した昭和四十五年であった。前者は前田厚氏によって執筆されたもので、その

内容は戦前刊行されることのなかった『市史』のダイジェスト版というべきものである。後者は市史編さん委員会によって執筆されているが、同様に前田氏が執筆した未刊行『市史』を底本にしたものであった。

昭和四十五年の市史編さん事業の発端は、昭和三十七年七月、当時の蒲生昌作市長が全国市長会全欧米先進都市行政視察団の一員として外遊したことであった。『市史』刊行時の堀之内久男市長の「巻頭言」によると、蒲生市長が『市史』の編さんを決意したのは、欧米の「歴史尊重の精神」のもと「民族精神の高揚」・「愛郷心愛国心の涵養」していることに接したことだという。このことによって蒲生市長は、都城市でも市なりの「誕生の由来と発展の歴史」を「丹念に記録にまとめ」、後世に伝えることを目的に、新たに市史を編さんする必要性を痛感したというのである。つまり、市独自の歴史を記録することで、市民に市への愛着と誇りを持ってもらうことを意図して『市史』編さんを始めたといえよう。そこで、昭和三十八年九月に市史編さん委員会が結成され、その専門委員に肥田木重文氏が就任した。これに先立って、同年四月十六日に肥田木氏は蒲生市長と面談・協議し、八か条からなる基本方針を確認しているのである。ここでは、町村制市制施行の歴史を詳細にたどるといふように、行政史に重点を置いていた。

以上みてきたように、以前行われた三回の『市史』は、通史を刊行することが主な目的で、史料の収集・保存については特に触れられていなかったことが特徴である。

次に『市史』が編さんされたのは、二十一年後、昭和の時代も終わり、平成になってからであった。そのきっかけとなったのが『宮崎県史』編さん事業である。この事業は、昭和五十八年から置県百年事業として開始されたものである。全三十一巻という大部なもので、県内で初めて『通史編』とは別に『資料編』が刊行された。新たな『都城市史』の編さん事業開始への動きも、この『宮崎県史』

編さん事業が大きく影響していた。

一方、この時期、都城市では図書館の事業として、昭和六十年四月から重永卓爾氏に委託して、都城島津家に保存される史料の翻刻・刊行事業が行われていた。その成果は『都城島津家史料』全三巻として結実している。こうした状況の中で、地元の歴史研究団体や『宮崎県史』編さん事業に関わる人々からの再三の陳情もあつて、平成三年四月から市史編さん室が企画部に設置された。編さん室の人的体制は、当初室長一人、嘱託職員一人の計二人であったが、徐々に増員され、平成五年度からは、室長・主幹・室員各一人、嘱託職員二人、臨時職員一人の計六人体制となる。平成八年度からは嘱託職員を廃し、専門委員三人体制として、平成九年度途中には専門委員一人を増員して、計八人体制となった。

編さん体制としては、平成三年度に「都城市史編さん委員会」が設けられ、その中に学識経験者で組織する「専門委員会」が設置された。編さん委員会の会長には都城市助役が就任し、顧問には当時鹿児島大学教授の五味克夫氏を迎え、『都城市史』の編さん作業が本格的に開始されたのである。

今回の市史編さん事業では、「市史編さん基本大綱」を策定し、市史編さんに対する考え方を示している。まず編さんの目的は「原始・古代から現代に至る本市の歴史を学問的に明らかにして、市民の郷土に対する理解を深め、誇りを高めるとともに後世への文化遺産とし、本市の文化向上に資する」ことであった。そして、これを実現するために次のような基本方針を掲げた。

① 現在の都城市域を主たる対象として、歴史的経過を正確に把握し、我が国の歴史の中における本市の位置づけを明らかにする。

② 格調高い内容を保ちながら、広く学界の研究成果を取り入れることに務め、できるだけ平易な表現で記述し、写真、図版、統計等を採録して広く市民に愛され親しまれるものとす

る。

③ 歴史の事実を明らかにする貴重な史・資料等を広範囲に収集して、その滅失を防止し、郷土の研究及び学術文化の振興に資する。

④ 市民の生活文化にかかわる事項にも留意するなど、特色あるものとする。

①は、市域だけでなく、周辺地域も視野に入れることである。今回の市史の基本方針では、新たな視点として、都城の歴史を学問的に明らかにすること、史料を積極的に収集・保存すること、そして「郷土の研究・学術文化の振興に資する」ことにみられるように、史料を広く公開することがあげられているのが特筆されよう。すなわち、市史編さん事業が単に本を刊行するだけでなく、史料の保存・活用も担っていることを明確にしたという点で、大きな前進であったといえるのである。

こうした基本方針のもと、「市史編さん基本計画」が策定され、「市史」の刊行計画は、十か年で「別編」一巻、「通史編」四巻、「史・資料編」一巻の全七巻、「別編」・「通史編」・「史・資料編」の順で刊行する計画で、平成四年度から本格的に事業がスタートした。

「市史編さん基本大綱」のもと、市史編さんの基礎作業として、はじめに史料の調査・収集を精力的に実施し、多数の都市関連史料を市内外から収集してきた。その結果、当初の予想を遥かに上回る多くの新史料・重要史料が発見されたのである。また、都城島津家には膨大な数の史料が伝存されていることがすでに知られており、この史料群を都城市史編さん事業ではどのように扱っていくのが課題であった。さらに、都城島津家所蔵の「庄内地理志」の取り扱いも大きな課題となっていた。「庄内地理志」は過去刊行された「市史」でも基礎となった史料である。しかし、その大部さと記事の一部に被差別部落関係の内容があることから、その取り扱い

表1：『都城市史』刊行一覧

編別	書名	内容	刊行年度
別編	民俗・文化財	都城市の民俗と文化財の紹介	平成7年
史料編・資料編	古代・中世	7世紀中頃～天正15年5月の都城地域に関する史料を収録、読み下しと解説付き	平成12年
	近世1	『庄内地理志』巻1～27	平成12年
	近世2	『庄内地理志』巻28～56	平成13年
	近世3	『庄内地理志』巻57～85	平成14年
	近世4	『庄内地理志』巻86～112、拾遺	平成15年
	近世5	近世1～4の正誤表、人名・地名・事項索引	平成17年
	近現代1	明治4～6年 都城県庁文書	平成11年
	近現代2	明治4～7年 都城県庁文書～都城支庁時代文書	平成12年
	近現代3	明治21～33年の新聞記事を「宮崎新報」から収録	平成13年
	近現代4	明治33～37年の新聞記事を「宮崎新報」から収録	平成14年
	近現代5	明治38～40年の新聞記事を「日州」から収録	平成15年
	近現代6	明治41～45年7月明治天皇崩御までの新聞記事を「日州」（「日州新聞」）から収録	平成16年
	考古資料	都城市内の遺跡について、写真や図版で解説	平成17年
通史編	自然・原始・古代	歴史の舞台である都城の自然と原始・古代	平成8年
	中世・近世	源頼朝の島津荘下司職補任から大政奉還まで	平成16年
	近現代	戊辰戦争からウエルネス運動の展開まで	平成17年

課題として残されたままだった。また、これに関連して、当初から編さん委員会では、「市史」の刊行計画について、「史料編」の充実と、「通史編」より「史料編」の刊行を先行すべきではないかという意見が多く、委員から寄せられていた。それは基本方針に「歴史的経緯を正確に把握」すること、「格調高い内容を保つ」ことが掲げられていることから、通史を執筆するにあたっては、綿密な

史料の分析が不可欠だという事情からであった。こうしたことから「市史」の刊行計画の見直しは避けられない状況となっていたのである。以上のような状況を受けて、平成八年五月二十二日に開催された市史編さん委員会では、史料編の増刊と『庄内地理志』の刊行が提案された。その結果、市史編さん室では基本計画の見直し作業に取り掛かり、平成九年六月に『都城市史基本計画の見直しについて』とい

う提言書を作成、それに基づいて、新たな刊行計画を策定した。そして、市の事業査定において了承を得た上で、新たな計画を同年十一月六日の市史編さん委員会にて提案し、事業期間の五年延長、史料編の先行刊行、「市史」の刊行巻数を『別編』一卷、『史料編』十一巻、『通史編』三巻の全十五巻に増刊する、という基本計画の改定が決定されたのである。なお、『史料編』は平成十四年三月、近現代の明治期の新聞を活字化・刊行することに伴い、さらに二巻増刊している(表1参照)。

ところで、基本計画の見直しに伴い作成した提言書「都城市史基本計画の見直しについて」の論点となる部分を抄出すると次のようである。

「市史」で刊行する「通史編」や「史料編」に活用される史料は収集した史料の一部に過ぎない。特に「通史編」では執筆者の判断で活用されたものであり、それは主観的であることを逃れ得ないだろう。つまり他の人から見れば、別の史料が重要であることも当然出てくるわけである。また、史料は都城で生きる人々にとつて、その活動の記録であり、自己確認・自己評価の資であると同時に、政治・文化・社会の歴史を紐解く文化遺産である。このような多様な意味を持った史料の収集・保存・公開は、市史編さん事業における任務であるといえよう。

すなわち、基本計画の見直しは、収集した史料の公開や保存の観点から行われていることが窺えるのである。このように今回の市史編さん事業は、常に史料の収集・保存と公開を意識するのであった。したがって、史料編の刊行も史料整備、史料公開のためのひとつの手段として位置づけたのである。

当初、史料の調査・収集にあたって「都城には余り史料は残っていない」という風評があったが、まず、史料所在調査として宮崎県史編さん室・都城市所蔵史料(文化課・図書館)の確認を行った。次に史料保存機関の調査として、東京大学史料編纂所や鹿児島県歴

史資料センター黎明館、鹿児島県立図書館、宮崎県総合博物館、宮崎県立図書館などの調査を行い、さらに都城市と周辺地域の民間史料調査を行った。このような準備を経て、平成三年度に開始された市史編さん事業は、平成十八年六月に一応完結したのである。その成果は、「都城市史」全十七巻の刊行のほかに、次のような成果があった。

- ① マイクロフィルム撮影コマ数 約二八万コマ
- ② 史料複製本冊数 一〇八七冊
- ③ 史料ファイル数 七七三冊
- ④ 史料写真ファイル数 六二冊
- ⑤ 原史料 種子田家文書 島津家文書 合わせて約一万点余り
- ⑥ 関連図書 一六四〇冊
- ⑦ 重永文庫(専門委員重永卓爾氏所蔵の専門図書) 二六四

#### 二点

このように、多くの史料の所在が確認でき、それを収集できたことは新たな成果として特筆されよう。このほかにも、今回の市史編さん事業においては、事業の成果を報告する機会として、『市史編さんだより 都城地域史研究』を平成六年度から毎年刊行し、歴史講座・シンポジウムも開催した。これらはいずれも好評で、市民が郷土の歴史に関心を持つきっかけになったものと思う。こうした結果、市史編さん事業には次のような意義があったといえよう。

- ① 膨大な数の史料の収集が進み、地域の歴史に関わる学術的研究が進展。
- ② 市史刊行は広く報道され、国外からも問合せがあり、都城地域の情報発信に貢献。
- ③ 南九州地域の自治体史編纂や、地域史研究に不可欠な根本史料として、広く活用。
- ④ 自治体による優れた文化事業のモデル的ケースとしての評

価。

⑤ 刊行史料は、全国的に価値の高いものとして、学界からも高い評価。

⑥ 各課や市民等からの歴史的事象に関する問合せに対応。

⑦ 新たな歴史認識の醸成。

⑧ 行政文書の歴史資料としての価値の確認。

こうした活動の中から、今回の市史編さん事業の最大の成果とも言うべき、都城島津家史料の寄贈が行われることになったのである。次に、都城島津家史料が都城市に寄贈になるまでの経過についてみていくことにしたい。

## (2) 都城島津家史料の寄贈

今回の市史編さん事業で最大の成果は、都城島津家史料が市に寄贈されたことであるといっても過言ではないだろう。都城島津家は中世から廃藩置県まで一貫して都城地域の領主として存在し、それに関わる多くの文化遺産を継承してきた。その史料群は、約一万点といわれ、古文書・古記録類、絵図や武器・甲冑類、屏風、さらには銃砲・鎧、歴代領主の肖像画を含んだ掛軸等が現在に伝えられている。まだ具体的な数量並びに史料の内容については明らかにされていないが、都城島津家史料は、同家の歴史的・政治的・社会的位置とその史料の多様性から、都城市民共有の文化的財産だと位置付けられよう。

都城島津家の史料が都城市へ寄贈されるまでには、これまで述べてきたように市史編さん事業が行われたことなど、さまざまなことがきっかけになっていたといえる。

まず、再三述べているように、市史編さん事業が最も大きなきっかけであったことは間違いない。今回の市史編さん事業では、都城島津家史料にその多くを依拠している。当初は地方史料の調査を中心に編さんを進めていたが、宮崎県史編さん事業・鹿児島県史料編

さん事業・都城市立図書館の事業において都城島津家史料の活字化が進められると、さらにその重要性・必要性の認識が高まっていた。なかでも『庄内地理志』は、これまでも都城の歴史を知る上で基幹となる史料と認識されていたことから、その活用が求められ、所蔵する島津家の協力を得る必要が生じてきた。そこで、島津家の承諾を得て、原本を撮影するために度重なる調査を行った。それは、市史編さん事業基本計画の改定にあたって、史料編での『庄内地理志』全巻の翻刻刊行が決定したことも大きな契機となっていた。このように市史編さん事業において、都城島津家に多大な協力を得たことから、近世史部会では島津久厚氏へ史料提供のお礼に伺った。その中で、平成十一年五月十九日、近世史部会で学習院長室へ島津久厚氏を訪問した際に、史料の都城市への移管の意志があることを表明されたのである。

また、教育委員会では、都城歴史資料館で島津家より借用した一部史料を「島津資料室」に展示することで普及活動に務め、平成十一年度には、開館十周年記念の島津家史料特別展「都城と島津氏」を開催している。これに伴い行ったシンポジウムでの講演において、島津久厚氏が「島津家の史料は都城にあってこそ意味がある」と表明された。さらに、平成十三年五月十三日、市史編さん事業で行った『庄内地理志』発刊記念シンポジウムの時にも、島津久厚氏はその来賓挨拶の中で「島津家の史料は都城にあってこそ意味がある」と再度表明されたのである。

その後、市史編さん事業において、都城島津家史料が史料編・通史編の執筆に大いに活用されて行く中で、さらにその重要性が高まっていった。そして史料の移管に向けての協議が進む中、刀剣の盗難が発覚する。このことは史料の市への移管が加速する一因になったといえよう。以上のような状況を受けて、島津氏は史料散逸の回避と地域への貢献を希望され、史料の市への寄贈を承諾されたのである。また、この時期から、地域住民による「島津」を生かし

たまちづくりの提唱が活発化、地域社会の歴史を調査、明らかにすることの重要性が認識されはじめ、都城の特性を全国に発信することの意義が強調されるようになった。そして、平成十六年十月十五日、都城島津家伝来の史料が都城市へ寄贈されることになったのである。この贈与式についてはマスコミでも大きく報道され、その注目の高さを示している<sup>16)</sup>。

また、都城島津家史料の都城市への寄贈を記念して、都城歴史資料館において二週間限定の特別企画展示会を行った<sup>17)</sup>。短い期間ではあったが、例年の歴史資料館入館者数の約半数になる入館者があった。宮崎県総合博物館でも都城島津家史料が都城市へ寄贈されたのを記念して特別展が開催され、このときは約三週間の展示期間であったが、入館者数が一万人を超える盛況振りであったのである<sup>18)</sup>。このようなことから、都城島津家史料は市民から大きな注目を得ていることが知り得よう。

ところで、市史編さん事業との関連で見ると、都城島津家史料の市への寄贈は、今回の市史編さん事業の基本方針である「歴史を明らかにする貴重な史料を広範囲に収集し、その滅失を防止して、郷土の研究・学術文化の振興に資する」ことを体现したものであり、多大な成果であったといえるのである。

## 二 都城島津家史料の整理事業の開始

### (1) 都城島津家史料の概要

まず、都城島津家の歴史について概略を述べておきたい。都城島津家は中世から近世までの約五〇〇年間、一貫して都城領主として存在してきた家である。その歴史を見ると、島津氏第四代忠宗の六男資忠が、観応二年(一二三二)の合戦の功によって、文和元年(一二三二)四月に足利尊氏から北郷三〇〇町を賜り、北郷薩摩迫(現都城市山田町)に移住し、北郷姓を名乗ったのが都城島津家の

表3：都城島津家知行高変遷表

年次	高(石)	出典
慶長 17年 (1612)	41,315.17000	『庄内地理志』 卷二
慶長 20年 (1615)	44,456.40430	『庄内地理志』 卷二
元和 6年 (1620)	30,231.00000	『庄内地理志』 卷二
明暦 1年 (1655)	29,946.34854	『都城島津家史料』 二 6号
明暦 3年 (1657)	29,951.92364	『庄内地理志』 卷二
万治 年間 (1658～ 60)	34,034.48550	『庄内地理志』 卷二
元禄 8年 (1695)	30,252.70940	『都城高并惣人類帳』
享保 13年 (1728)	33,386.88832	『庄内地理志』 卷四十四
享和～文政 (1801～ 29)	35,624.91033	『庄内地理志』 卷三
弘化 4年 (1847)	35,345.79812	『歴代要覧』 卷二十五
明治 2年 (1869)	38,545.00000	『本藩御用金貨貸上並其後ノ雜記』

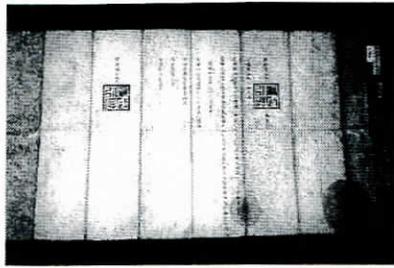
三万二〇〇〇～五〇〇〇石ほどとなり、幕末～明治初期にかけて三万八〇〇〇石ほどに上昇している。つまり、近世を通じて、三～四万石ほどを有していたことがわかる。その領域は時代によって変化しているが、確定後は、都城市高城町・山之口町・高崎町を除く現在の都城市と北諸郡郡三股町の一部、さらに飛地として鹿児島県曾於郡大崎町の一部、同じく霧島市福山町の一部などであった。

北郷氏は、慶長四～五年(一五九四～一六〇〇)に起こった庄内の乱の後に、祁答院(旧薩摩郡宮之城町・鶴田町・薩摩町)現さつ

始まりであるといわれる(表2系図参照)。それ以来この地を領し、豊臣政権期には、秀吉から直接朱印状によって、その所領を安堵され、島津忠辰・伊集院忠棟らとともに「御朱印衆」と呼ばれた。その後、太閤検地後に一時祁答院に移され、都城の地は伊集院忠棟が領することになるが、慶長四年(一五九四)から翌年にかけての庄内の乱の戦功によって都城に復し、以後近世を通じてこの地を領している。北郷氏は、島津氏と同系譜を持つ島津氏庶家で「御一家衆」と呼ばれ、「一所持」の待遇を受けた<sup>20)</sup>。なお、北郷氏は寛文三年(一六六三)に島津姓に復している。

近世の北郷氏(都城島津氏)の知行高は表3の通りで、慶長二十年(一六四五)には四万石以上を有していたが、その後上知され、





琉球国王宛朝鮮国王国書



鶴千代像



庄内地理志

ま町、祁答院町（現薩摩川内市）から都城に復帰している。しかし、復帰以前の領地すべてが還付されたわけではなかった。移封以前は最大六万七〇〇〇石ともいわれる規模を誇っていたが、復帰後すぐに返還された領地には志和池・山田・野々三谷は含まれておらず、遅れて十一月に宛行われている。慶長十六年（一六一一）には

志布志の夏井村二二九石一斗五升五合が加増され、その翌年には既出の地を含めて、都城・高城・勝岡・山之口など四万一三一五石一斗七升を領している。その後、慶長十九年の島津家久による四分の一上知令によって、北郷氏は高城・勝岡・山之口（三三六二五石余）の献上を余儀なくされたが、慶長惣内検後の慶長二十年には、四万四四五六石四斗四合三勺が宛行われている。支配領域は減少しているのに石高が増加しているのは、慶長内検で過酷な打ち出しが行われたことと、太閤検地による家臣団の不満を緩和するために、高の操作を行って「加増」したからである。支配領域を減少させたにもかかわらず、持高が増加するという現象が起こったのは、こうした事情による。江戸時代の都城島津家の知

行地は「五口六外城」とも称され、領内が十一の区画に割られていた。すなわち「弓場田口」・「来住口」・「大岩田口」・「中尾口」・「鷹尾口」の五口と、「安永」・「梶山」・「野々三谷」・「山田」・「志和池」・「梅北」の六外城で構成され、それぞれに地頭を置いて支配させていたのである。その下に噺・横目・庄屋などの在地の役人が存在していた。また領内には田地奉行などの各種奉行が存在しており、このような体制は藩の支配体制の縮図といえるものであった。いわば藩の中の藩といった存在であったといえよう。しかし、都城には藩から「上置」・「中抑」という名称の役職が設置されている。その職掌は鹿兒島と都城との取次役、都城領主の後見役、都城領政の監視役、藩の意志の通達役などで、都城に対し大きな指導力を有していたのである。これは寛永期以降に「私領」領主の鹿兒島城下への強制移住政策などと深く関わった家臣団統制の一環として設置されたものであった。すなわち、都城はその領政運営にあたっては、この「上置」・「中抑」を通して藩からの強い規制を受けていた。

こうした歴史を持つ家であるために、島津本家との関係を含めて領主時代の行政史料が大量に伝えられている。また、家伝来の御道具類も数多く残されている。寄贈時には、総点数一万点といわれ、古文書・古記録、武器・甲冑、絵画、屏風、鉄砲、装束、農具など多岐にわたり、おおよそ古文書・古記録が約八〇〇〇点、その他のものが二〇〇〇点と伝えられている。古いものは約六〇〇年前のもの、朝鮮国王から琉球国王へ送った書簡などが残されているが、正確な数や史料の具体的内容については今後の調査・研究を待つほかない。

ここで、これまで明らかになった史料の中から、ごく一部のものについて簡単に紹介すると、表4に示したとおりである。このように、多彩な史料が数多く残されていることが窺えよう。しかし、まだ全容は明らかになっておらず、今後、総点数も含めて作業を進め

表4：主な都城島津家史料の紹介

	史料名	作成年	内容
1	琉球国王宛朝鮮国王国書	1500	日本国内に残存する最古のものであるという。漂着した琉球国の人びとを送還することを知らせたもの
2	三国筆苑	不明	鎌倉時代から江戸時代初期の島津家重臣によって書かれた文書・和歌・漢詩類が貼り付けられた、鑑状に仕立て上げられてもので、ほとんどが原本。なお、『宮崎県史 史料編 中世2』で全文翻刻
3	本田文書	中世～近世	都城島津家臣本田家から献上。特に後醍醐天皇綸旨や足利尊氏御教書は注目される
4	列朝制度		鹿兒島藩の藩法集ともいべきもの。活字化されており、都城島津家のものが底本とされた
5	庄内地理志	近世後期	都城島津家が独自に編纂。112巻と拾遺1巻の全113巻。103巻が現存。都城の風土、名所・旧跡、土産、由来、政治機構、当時残る古文書・古記録、系図、社寺縁起、棟札、石塔等を収録＝都城の百科全書。これらにはいくつかの写本があり、その活用の広さを物語っている(表5)
6	役所日記	近世初期～後期	古くは、江戸時代初期である寛永期のものがある。都城島津家内の各役所で作成されたもの。庄内地理志を編さんした記録所の日記もある。近世初期には行政機構が成立していたことを示す貴重な史料
7	上井覚兼日記(写し)	近世か	戦国時代、宮崎地頭を務めた上井覚兼の日記。原本は東京大学史料編纂所所蔵。活字化されており、このとき都城島津家本も参照されている
8	安永諏訪御神事二付萬覚書 全	近世中期	都城島津家では、現在の都城市庄内町に諏訪神社を建立、そこに領主が参拝していた。その参拝儀式のあり方についてまとめたもの
9	御文書令臨	近世前期	都城島津(北郷)家伝来の文書を写したもの。乾・坤2冊からなり、南北朝期(14世紀)から寛永年間(1624～44)の史料133点を収録。原本が失われたものも多く、南九州の歴史を知りうる貴重な史料
10	滑川屋敷図	近世後期	鹿兒島城下にある都城屋敷図。このような詳細な屋敷図は他の私領の領主のものは見つかっていない
11	武具・甲冑類	中世～近世	武具甲冑の多さが特徴。鎧の一部は室町時代までさかのぼるものがある。現在調査中
12	屏風	近世初期～後期	高麗虎狩図屏風や鳳凰・麒麟図屏風、波など。現在調査中
13	肖像画	近世前期～	都城領主やその夫人などの肖像画が残存。特徴的なのは、女性の肖像画が多数あること。このように女性の肖像画が多いのは他には余り見られないという

表5：「庄内地理志」諸本

	A 本	B 本	C 本	東大史料編纂所本	図書館本
種別	原本	写本	写本	写本	写本
表紙色	青灰色	白	白 簡易	白	白
表題	庄内地理志	莊内地理志	莊内地理志	さまざま	さまざま
筆者	荒川儀方	荒川儀一・大河原隆作 外数人	不明	内閣修史局編集久米邦武・北諸県 郡役所	鶴田千蔵
備考		A本をそのまま書写	絵図省略あり 簡易	明治20年(1887)11月久米邦武が 北諸県郡役所に委託し謄写	昭和11年頃、島津家が鶴田に委託し謄写

る必要がある。そこで、都城市では寄贈を受けた都城島津家伝来の史料を市民に還元するために、基礎作業として、その調査事業を平成十八年度から開始した。

## (2) 都城島津家史料調査整理事業について

都城島津家史料の総点数や内容について、具体的に明らかにするために、都城市では平成十八年度からその目録作成事業を開始した。これは、文化庁と宮崎県から事業費の半額を超える補助を受けて行っており、事業名は「島津家伝来史料 史料調査事業」(都城市での事業名は「島津家伝来史料目録作成事業」)である。実務は教育委員会文化財課島津家史料目録作成担当が行い、事業期間は平成十八年度から二十一年度までの四か年、総事業費は二〇八〇万円を見込んでいる。

事業は、目録を作成することで、その詳細な点数ならびに内容について明らかにすることを目的とし、最終年度には調査報告書の刊行を計画している。その目録作成の方法は、古文書・古記録については、史料一点ごとに法量・紙質・史料表題・内容・年代等を記録し、御道具類については、材質や寸法、作成年代の推定、また武器・甲冑類についてはパーツごとの作成年代を推定し、寸法や重量も計測するという詳細なものである。市では今回の調査事業を、国の重要文化財指定を目指し、その調査として活用できる資料を作成する事業として位置付けて、作業を行っているところである。また、目録作成に関わり、専門的な立場からの意見を聴取し、指導を仰ぐために、学識経験者によって構成する都城島津家史料活用調査委員会を設置し、年一回、委員会を開催している。なお、この委員会の委員にはあわせて史料の調査も依頼している。さらに、年一回、文化庁調査官を招き、調査作業についての助言を得ているのである。このような体制で作業を進めており、平成十九年末現在で、全体のおおよそ半分の史料の整理が終了した。

## 三 史料の保存と公開に向けて

以上、都城島津家史料の市への寄贈へ至る経緯や目録作成事業等についてみてきたが、ここではその史料の今後の保存・公開に向けての課題について検討していきたい。

### (1) 都城島津家史料の位置づけ

まず、現在の調査状況から、都城島津家史料の位置づけを行っておこう。

史料の残存状況はきわめて良好で、保存状態も悪くない。一紙文書よりも冊子形態の記録類や漢籍類が多く残されている。都城島津家伝来の史料は、その家の社会的・政治的位置から、都城地域を理解する上で欠かすことができないものであり、公文書としての性格を有しているといえる。その質量から、このような重要な史料を現在まで保存してきたことは都城市民の誇りであるといつて過言ではない。学術的にみれば、東京大学史料編纂所が所蔵する「島津家文書」とともに、南北朝時代から一貫してこの地域の領主であり、史料がほぼ欠かさずに残されていることから、全国的にも注目されているのである。すなわち、都城のみならず、南九州地域の歴史研究に不可欠な史料といえよう。

近世社会は將軍―大名―家臣という序列があり、上位者が圧倒的に優位な高度に集権化された秩序を有していたといわれる。したがって、在地領主は家臣化することでその自立性を喪失したといわれてきた<sup>20</sup>。しかし、大名家内部にも中世以来の在地領主の系譜・知行地を有する家臣が存在しており、複合的・重層的な権力秩序を有していたとみることもできる。最近はこうした観点から、上位権力の圧倒的優位、家臣の主君への従属性の強さという指摘に対し、武士の自律性を評価する研究が行われるようになってきたのである<sup>21</sup>。こうした研究動向とあわせて考えると、都城島津家伝来の史料は、

大名家臣団の自律性を具体的に検討することができる史料群として位置づけられよう。

## (2) 史料の保存と公開

まず、収集史料の保存について考えてみたい。これまでみてきたように、都城島津家史料には、日本に現存する最古で、しかも真書とされる朝鮮国王国書を含んでいる。これらは全国から注目されており、その整理・保存・公開は急務である。これまで都市では、都城島津家史料の展示公開を行ってきたが、寄贈を記念して都城歴史資料館と宮崎県総合博物館で行った都城島津家伝来史料展は前者が十四日間で四二六三人、後者が二十一日間で一万一三六六人の入館者数であった。これは前者が十四日間で年平均の半数、後者は例年の同時期の展覧会を大きく上回る数であり、市民の関心の高さが窺えよう。

こうした状況と、市史編さん事業で掲げた史料保存の方針等とあわせて考えると、これまで島津家において保存・継承されてきた都城島津家史料を、今後どのように継承していくかが課題となる。また、市に移管されたということは、史料が公的なものになったということである。公的なものとなれば、市民共有の財産となるということであり、都市にはきつちりと保存し、広く公開する責務が生じることになる。このことは、公文書館法にも謳われているのである。

公文書館法とは、昭和六十二年十二月十五日付で公布され、翌年六月一日に施行された法律で、日本の国・地方公共団体が設置する公文書館に関する国の法規である。これは、公文書等を歴史資料として位置づけ、その保存と利用に供する責務が、国及び地方公共団体に定めることを定めたものである。それを行う機関が「公文書館」なのである。「公文書等」とは、公文書とその他の記録をさし、「公文書」は国や地方公共団体が職務遂行上に、作成または收受し

た文書のこと、「その他の記録」とは公文書以外のすべての記録のことを示している。したがって、後者には私たちの生活において作成されたすべての記録が念頭に置かれ、家に伝来する古文書・古記録等はいずれにおよばず、地図や写真、音声記録等も含まれるのである。簡単に言えば、国や地方公共団体には、歴史資料になり得るあらゆる文書・記録類を収集・保存し、広く市民に提供する責務があるということである。また、都城島津家史料は国の文化財指定を目標して調査事業を行っていることから、それは日本国民の財産となることを目指していることになる。こうしたことから考えると、さらに広く公開することを考えていかななくてはならない。すなわち、今後も永く保存し将来へ伝え、さらに国民全体に提供する責務が都市に生じたといえるのである。

平成十六年十月に正式に寄贈を受けた都城島津家史料は、現在、都市立図書館の収蔵庫に保存している。これは以前、図書館に郷土館が併設されていたときに、所蔵史料の収蔵庫として設置されたもので、ある程度の湿度管理は可能な施設ではあるが、温度管理等現在の保存環境基準から考えると十分なものとはいえなくなっている。また、容量が小さく手狭なために、史料が機能的に保存できていないのである。加えて、都城島津家史料活用調査委員会開催時に文化庁調査官が来訪した際、史料や収蔵庫を視察した上で、これだけの史料であるから、保存のあり方は今後の課題であるとされた。このほか、最近の史料保存について、史料が伝来してきた場所に保存すべきであるという考え方があり、それは、史料の保存されている状態自体も史料という考え方で、それらも加味して史料の位置づけを行うというものである。都城島津家は、当初、山田町薩摩迫に居を構えたとき、その後都島町の城館都城、一國一城令後には姫城町の領主館、そして版籍奉還後に鹿見島に移った後に現在の早鈴町に居住するようになった。史料も移住にあわせて移動したのである。居所の移転に伴って史料も移動しており、それ自体が歴史な

のである。そうであれば、現在の島津邸で保存するのが最も理想的である。そして防災・防犯のきっちりとした環境で保存していく必要がある。

次に公開のあり方について考えてみたい。先述したように、史料の公開は移管を受けた都城市の責務である。これは史料の貴重さを発信する意味でも重要であろう。史料の貴重さを広く発信することによって、多くの人が史料保存の必要性を認識する機会になるからである。

都城島津家史料の公開については、都城歴史資料館の一室に島津家資料室を設け、そこで一部を展示し、また先述したように寄贈される前の平成十一年度に展示公開を行っている。さらに、寄贈された後に記念展示会を都城歴史資料館と宮崎県総合博物館で行っている。そして、目録作成事業を開始してからは、速報展と言う形で、目録作成が終了したものの一部を美術館において展示公開した。これを期に、市民からは史料の公開の要望が高まっている。しかし、いずれも史料の展示期間は、二週間から三週間と短期間であった。史料は、展示時の搬出入や空気さらされることにより劣化が進行する。特に都城市の展示施設は木造のために温湿度管理や火災に弱いという点からなおさらのこと、そのために展示期間を短期間に限定せざるを得なかったのである。<sup>36</sup>したがって、史料の劣化を最小限に抑えるためには、展示施設の環境整備が必要となってくる。それは、火災に強く、温湿度管理や防犯システムが徹底したものとなる。また、保存場所と展示場所の一体化も必要である。現在の展示施設には収蔵庫がなく、展示までの移動距離が長い。これも劣化が進行する原因となる。

そして、先述した、伝来された場所で保存するという最近の史料保存のあり方との関係から、史料の展示について考えてみると、展示も保存と同様に伝来された場所で行うのが理想ではないだろうか。つまり、近代以降の文化財である島津邸・庭園と史料とを一体

的に保存・公開し、保存展示施設も邸内に設置すべきではないか。島津邸は昭和十年に陸軍大演習が都城で行われるのに伴って、新たに建築されたもので、その後、昭和二十九年に二階建て部分を増築、昭和天皇が全国植樹祭の際に宿泊するのに伴い、昭和四十七年に改築が施され、現在の形となったものである。いわば、昭和以降の旧領主家・男爵家の生活を知る上で貴重な史料といえるのである。<sup>37</sup>そして、古文書・古記録類と御道具類、さらに邸宅がともに残されてきた意義はたいへんに大きい。南北朝期以来の領主家の史料が、その家で現在まで保管されてきたということから、史料の由来を現在でもはつきりとつかむことができるのである。史料は伝来した場所に保存し、展示することで、観覧する人はよりいっそう史料やその歴史についての理解を深めることができるだろう。その場合、史料の保存環境の整備を図ることは当然である。

さらに、都城島津家史料の調査が進み、史料保存施設も整備されてくると、新たな関係史料の寄贈や寄託も考えられよう。都城島津家を近世の領主家として位置づけて考えるならば、都城島津家を構成していた家臣の家に残る史料も、都城島津家史料の一部といえるだろう。家臣の家に残る史料が都城島津家に伝来した史料を補完する役割を担うのである。このように考えると、都城島津家の史料について明らかにしていくためには、家臣の家に残る史料を含めて検討する必要がある。

以上のことから、私たちは都城島津家史料の調査を起点として、新たに史料の収集と保存についてしっかりと考え、見定めていく段階に来ているのである。

## おわりに

以上、都城島津家伝来の史料の移管に至る経緯と、それに伴う今後の史料保存のあり方について考えてきた。最後に、最近の指定管理者制度の問題に関わる史料館のあり方についての議論を踏まえながら、今後の都城島津家史料の保存・活用のあり方についてまとめ、むすびとしたい。

松本洋幸氏によれば、横浜市ふるさと歴史財団が横浜開港資料館の指定管理者に応募するにあたり、地域資料館としての役割、すなわち地域との密着・連携を重視したという。それは、地域の記憶装置として、そのために郷土史に関心の深い市民団体との連携、その活動拠点としての役割を担うことを目指すもので、現在はそれに取組んでいるのである。さらに、地域振興の貢献のために、まちづくりにおいて歴史的資料の提供等も行っているという<sup>38)</sup>。こうした実践は、史料の保存があつてはじめて可能となることであろう。さらに保存のみならず、それらを地域に活用すること、そして、地域の人たちとの連携がいかに大切であるかということも示している。

これに関連して、都城市では都城島津家から、伝来史料一万点の寄贈を市が受けたことをきっかけに、地域住民の郷土の歴史に対する関心が高まってきている。それは「島津発祥の地」といわれる都城市のまちづくりや情報発信の拠点に、都城島津家史料や邸宅を活用したいという要望としてあらわれた。そして、史料の保存と公開について、市民運動も展開されるようになり、現在、市議会でも議論されているのである。このように地元の貴重な史料を媒介に、地域史研究と地域住民との会話が行われるようになったことは特筆すべきことであろう。今後は、「地域の共有の財産として、市民とともに保存・活用する」という観点が大切になってきているといえるのである。

## 注

- (1) 主に全国歴史資料保存機関連絡協議会（全史料協）が中心となって議論が深まっている。
- (2) 指定管理者制度とは、二〇〇三年六月一三日に地方自治法が改正、九月二日に施行されたのに伴い、「公の施設」の管理運営の主体を、自治体の出資法人か公共的団体に限つていたものを、民間事業者やNPO法人にも広げた制度のことである。
- (3) これらについては、指定管理者制度の問題点を考えることとともに、指定管理者制度が開始された現状の中で、地域の史料保存機関の本来の役割を再確認するという目的で議論が行われている。最近のその主なものとして、地方史研究協議会シンポジウム「地域博物館・資料館と指定管理者制度」〔『地方史研究』三二二、二〇〇六年六月〕、同「地域博物館の社会的使命と指定管理者制度」〔『地方史研究』三二四、二〇〇六年十二月〕がある。また、九州史学研究会では九州史学創刊五〇周年記念企画のひとつとして、「博物館の現在と未来―指定管理者制度をめぐって―」と題する特集を組んでいる〔『九州史学』一四八、二〇〇七年一〇月〕。
- (4) 都城市史編さん委員会編『都城市史 通史編 近現代』(都城市、二〇〇六年)
- (5) 『稿本都城市史』(都城史談会、一九八九年)。
- (6) 刀坂守信「稿本都城市史の復刻刊行にあたって」〔『稿本都城市史』、都城史談会、一九八九年〕。
- (7) 宮崎県立都城図書館「創立二十週(周)年記念図書館報」(一九三七年)。
- (8) 宮崎県立都城図書館「日誌」一九三四年。
- (9) 刀坂守信「稿本都城市史の復刻刊行にあたって」〔『稿本

「都城市史」、都城史談会、一九八九年。

(10) 「都城市史」(都市、一九七〇年)。

(11) 「はじめに」(「都城市史」一九七〇年)。その概略を示すと次のようである。①町制市制施行の歴史は重複して差支えないから三十年史補遺のつもりで調査する。②都城は古来文教の府として自負したところであるから、教育都城の面目があらわれるよう注意する。③民族精神・愛郷心・愛国心涵養の資となるよう意図すること。

(12) 拙稿「庄内地理志」刊行までの経緯(「都城市史 史料編 近世1」、二〇〇一年)。

(13) 平成十六年度から開催した。

(14) 平成十三年五月十三日に「庄内地理志」発刊記念シンポジウム「近世日本の地誌と地域社会」、また事業終了後に、都城市史完成記念歴史シンポジウム「伝えよう！地域の記録と記憶」を開催した。

(15) なお、「庄内地理志」にはいくつかの写本があり、今回の調査ではそのすべてを撮影することにした。詳細は次章参照。

(16) いずれも平成十六年(二〇〇四)十月十六日付で報道された。「都城島津家、一一二二点寄贈、貴重な史料市に」(朝日新聞、宮崎)。「都城島津家史料群 一万点、市に移管」(読売新聞、宮崎)。「都城島津の史料 市に寄贈 二八代久厚さん所蔵史料一一二二点「長く保存して」」(毎日新聞、宮崎)。「『島津家』史料 都市に寄贈 総数一万点」(宮崎日日新聞、一面)。「歴史物語る名家の宝」(宮崎日日新聞、二六面)。「都城島津家、都市に史料一一二二点寄贈国の重文一括指定目指す 国内最古朝鮮王国書など」(西日本新聞、宮崎)。

(17) 「都城島津家の名宝」と称する特別企画展示会。平成十七年一月八日から二十四日)で、四二六三人の入館者数(一日

平均入館者数三〇四人)であった。なお、二週間に限定したのは、史料の保存環境を考慮してのことである。現在の都城歴史資料館は、全木造のために耐火性やセキュリティに欠けるきらいがあるからである。

(18) 都城歴史資料館の入館者数は、最近減少傾向にある。平成九年度は、一万一七二七人であったが、平成十一年度一万八八三人をピークに年々減少し、特別企画点の行われた平成十六年度は、前年度が七三三九人であったのに対し、一万一一四一人の入館者数となった。しかし、その後、入館者数はまた減少し、平成十八年度は六九四一人であった。

(19) 「都城島津家の歴史と名宝」と称する特別企画展示会。平成十七年四月二十三日～五月十五日までの期間(展示実日数二十一日)で、一万一三六六人の入館者数(一日平均入館者数五四一人)であった。

(20) 「宮崎県史 史料編」中世二、都城島津家文書八(九)「島津家由緒覚書写」。

(21) 桑波田興「外様藩藩政の展開―薩摩藩」(『岩波講座日本歴史10』岩波書店、一九七五年)。

(22) 新名一仁「日向国人樺山氏の成立過程とその特質」(『宮崎県地域史研究』一六、二〇〇三年)。

(23) 都城市教育委員会編「都城島津家歴史代史」。拙稿「鹿児島藩における都城「上置」と「中抑」」(『地方史研究』二七八、一九九九年)。

(24) 「都城島津家史料」三一―一九。

(25) 「都城島津家史料」一一―二。

(26) 「都城島津家史料」一一―三。

(27) 「都城島津家史料」一一―四。

(28) 拙稿「薩摩藩都城領における「五口六外城制」」(『宮崎県地方史研究紀要』二二、一九九六年)。

(29) 拙稿「寛永期薩摩藩における都城『上置』設置について」(『宮崎県地域史研究』六、一九九五年)。同「鹿児島藩における都城『上置』と『中抑』」(『地方史研究』二七八、一九九九年)。

(30) 朝尾直弘「『公儀』と幕藩領主制」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史5 近世1』東京大学出版会、一九八五年、六三頁、後に『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四年)に収録)。高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年、二二頁)。ただ、氏は軍事的には家臣の自律性は発揮されたとしている。柴田純「武士の精神となにか」(藤井讓治編『日本の近世③支配のしくみ』中央公論社、一九九一年、三一七頁)。笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)。笠谷氏は「近世的国制は専制的な性格のものではなく、合議決定型の構造を有する」という注目すべき指摘をされているが、「給人たちが自己の知行地に対する個別的で自由な支配を失い、大名の『家中』に包摂されていく」「給人中の大身実力者たちは大名家の『家老』として位置付けられていく」「大名家は大身家臣を完全に迎え入れた」とされる。

(31) 高野信治『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、一九九七年)。同『藩国と藩輔の構図』(名著出版、二〇〇二年)。J・F・モリス『近世日本知行制の研究』(清文堂、一九八八年)。吉村豊雄『近世大名家の権力と領主経済』(清文堂、二〇〇一年)。磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会、二〇〇三年)。根岸茂夫『近世武家社会の形成と構造』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(32) 筆者は、こうした観点で都城島津家の自律性をキーワードとしたいくつかの研究成果を報告している。「寛永期薩摩藩における都城『上置』設置について」(『宮崎県地域史研究』

六、一九九五年)、「薩摩藩都城領における『五口六外城制』」(『宮崎県地方史研究紀要』二二、一九九六年)、「都城島津氏と諏訪神社祭祀」(『宮崎県地域史研究』九・一〇合併号、一九九七年)、「鹿児島藩における都城『上置』と『中抑』」(『地方史研究』二七八、一九九九年)、「近世前中期における鹿児島藩と都城」(『都城地域史研究』六、二〇〇〇年)、「中近世移行期における島津氏の権力編成と北郷氏」(『立正史学』九五、二〇〇四年)。

(33) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『文書館用語集』(大阪大学出版会、一九九七年、三九頁)。

(34) 昭和六三年六月一日総理府内閣官房長官の施行通達「公文書館法の解釈の要旨」。

(35) 「責務」については、「義務」とは異なり、国・地方公共団体が歴史資料の収集・保存・公開について、自らが行うべきことであると確認する意味で用いているという(昭和六三年六月一日総理府内閣官房長官の施行通達「公文書館法の解釈の要旨」)。

(36) 美術館で行ったときにも展示ケースがないために、掛軸をやむを得ずそのまま展示した。

(37) 現在、調査を済ませ、意見を付して国の登録有形文化財とするために、手続き中である。

(38) 松本洋幸「指定管理者制度と地域資料館―横浜市的事例―」(『九州史学』一四八、二〇〇七年)。